

1	氏名	男・女（明・大・昭・平 年 月 日生 歳）
	住所	
2	医学的診断 診断名 所見 （現病歴，現在症，重症度，現在の精神状態と関連する既往症・合併症など）	
3	判断能力判定についての意見 （下記のいずれかをチェックしてください。） ☐ 自己の財産を管理・処分することができない。（後見相当） ☐ 自己の財産を管理・処分するには常に援助が必要である。（保佐相当） ☐ 自己の財産を管理・処分するには援助が必要な場合がある。（補助相当） ☐ 自己の財産を単独で管理・処分することができる。 判定の根拠 (1) 見当識障害 ☐ ない ☐ まれに見られる ☐ 見られるときが多い ☐ 高度 (2) 意思の疎通 ☐ できる ☐ できないときがある ☐ できないときが多い ☐ できない （意思疎通上の問題点： (3) 記憶障害 ☐ ない ☐ 問題があるが程度は軽い ☐ 問題があり程度は重い ☐ 顕著 (4) <u>単独の判断</u> でできる行為 ☐ 以下のいずれも単独でできない ☐ 日常の買い物 ☐ A T Mの利用 ☐ 公共交通機関の利用 ☐ 自動車や家の売買契約 ☐ 市役所等での諸手続 ☐ 要介護申請 (5) 脳の萎縮又は損傷 ☐ ない ☐ 部分的に見られる ☐ 著しい ☐ 不明 (6) 手帳の交付の有無及び認定の程度 ☐ 交付あり（ ☐ 療育手帳（ ）， ☐ 精神障害者手帳（ 級）） ☐ 交付なし ☐ 不明 (7) 回復の可能性 ☐ ない又はきわめて低い ☐ その他（ ） (8) 各種検査 改訂長谷川式簡易知能評価スケール ☐ _____点（ 年 月 日実施） ☐ 実施せず ☐ 理解力がなく実施不可 ☐ 実施拒否 M M S E ☐ _____点（ 年 月 日実施） ☐ 実施せず ☐ 理解力がなく実施不可 ☐ 実施拒否 知能検査（検査名_____） ☐ I Q _____ ☐ 実施せず ☐ 実施不能 その他の検査（頭部C T・MR I検査，心理検査等を実施済みの場合は，その結果など） (9) その他特記事項	
	備 考 （本人以外の情報提供者など）	

以上のとおり診断します。

平成 年 月 日

病院等の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名

印

裏面も記載してください

(うら)

診 断 書 附 票 (精神鑑定の必要性和実施方法について伺います。)

1 鑑定の要否についての意見

医学的見地からみて、後見等開始の判断をするために鑑定が

☐ 必要である

☐ 不要である — ☐ 植物状態である ☐ 植物状態に準ずる状態である

— ☐ 理解能力がなく、検査を実施できない

— ☐ その他 ()

2 鑑定を実施する場合(1で不要とされた場合でも、裁判所の判断で実施することがありますので、ご記入ください。)

☐ 鑑定を担当してよい。

(1) 鑑定料(検査料込み) ☐ 3万円 ☐ 5万円 ☐ その他 ()

(2) 鑑定期間(概ね1か月程度を目安とお考えくださると助かります。)

_____日程度を要する。

(3) 鑑定の依頼方法

☐ 直接連絡してほしい。(連絡先電話番号: _____)

☐ 勤務先の事務担当者(担当者名: _____)に連絡してほしい。

(4) 「鑑定書作成の手引き」の送付について ☐ 不要 ☐ 必要

☐ 鑑定を担当できないが、下記の医師を紹介できる。

氏 名: _____ 所属病院: _____

連絡先(住所) _____ (電話) _____

3 その他留意事項

本診断書を作成される主治医の方へ

本診断書及び診断書附票は、成年後見関係事件の審理の参考資料といたします。鑑定を行う場合、診断書附票で「鑑定を担当してよい」と回答いただいた主治医の方には、改めて家庭裁判所から正式な鑑定依頼を差上げます。

成年後見制度における鑑定は、「医師その他適切な者」とされており、精神科専門医に限定されているわけではありません。また、訴訟事件における鑑定とは異なり、通常、鑑定人に家庭裁判所へお越しいただくことはありません。

鑑定書の作成方法については、最高裁判所ホームページ (<http://www.courts.go.jp>) 内の「裁判手続の案内」、「家事事件」からも取り寄せることができますので、併せてご利用ください。

宮崎家庭裁判所後見センター 0985-68-5144 (ダイヤルイン)